

## 大学共通規則 研究倫理に反する不正行為等の防止に関する規程

### 第1章 研究活動の不正行為等の定義

（目的）

**第1条** 研究倫理規準第14条第2項に基づき、嵯峨美術大学大学院、嵯峨美術大学並びに嵯峨美術短期大学（以下「本学」という。）における研究倫理に反する不正行為および研究費等の不正使用を防止するため必要な措置について定める。

（対象とする不正行為）

**第2条** 本規程の対象とする研究活動は、本学が支給する研究費並びに国・地方公共団体等からの競争的資金、および外部から受託した研究資金（以下「研究費等」という。）を活用して行なう研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）をいい、本規程の対象とする不正行為は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等における次の各号に掲げる行為である。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

（1）捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

（2）改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（3）盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

（対象とする研究費等の不正使用）

**第3条** 本規程の対象とする研究費等の不正使用とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。

（対象となる競争的資金）

**第4条** 本規程における「競争的資金」とは、「資金配分主体が、広く研究、開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として、内閣府において「競争的資金」と整理されているもののうち文部科学省所管のものおよびそれに類似する競争的要素を有するものをいう。

### 第2章 研究活動の不正行為等を防止する体制および責務

（最高管理責任者）

**第5条** 学長は、本学における研究活動上の不正行為および研究費等の不正使用の防止に関し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、研究活動上の不正行為が生じた場合には、次条に

定める統括管理責任者および第7条に定める部局責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者および部局責任者に指示を与えるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者および部局責任者が責任を持って研究費の運営および管理並びに研究活動上の不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

**第6条** 最高管理責任者の下に、機関全体を統括する責任者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、嵯峨美術大学においては学部長、嵯峨美術短期大学においては短期大学部長とする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為および研究費等の不正使用の防止のために、第10条に規定する不正防止計画に基づき、研究者等に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。

（部局責任者）

**第7条** 統括管理責任者の下に、部局責任者を置く。

2 部局責任者は次の者とする。

（1）学科長

（2）芸術センター運営委員長

（3）事務局長

3 学科長は、当該学科に所属する教員の研究活動および研究費の不正防止に関する実質的な権限と責任を有する。

4 芸術センター運営委員長は、研究支援を所管する部署の長として、研究倫理規準に則った研究が行なわれるよう、不正防止計画を策定し、不正行為の排除に努めなければならない。

5 事務局長は、研究に関与する事務職員すべてを統括し、公正かつ効率的な研究活動を支援するとともに、特に研究費等の不正使用が生じないよう厳正な事務処理を推進する責任を負う。

（部局の協力義務）

**第8条** 不正事案が生じた場合は、当該部局の構成員（過去にその部局に所属したものを含む）は、調査の円滑な実施のために、調査を行う者に対して積極的に協力しなければならない。

2 部局は、調査を実施する上で必要な書類等の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことができない。

（研究者の責務）

**第9条** 研究者は、研究費を適正に使用するとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、この規程およびこの規程に基づく部局責任者の指示に従わなければならない。

3 研究者は、統括管理責任者が実施する研究活動上の不正行為の防止に関する教育・研修に参加しなければならない。

4 研究者は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

### 第3章 不正防止計画等

（不正防止計画）

**第10条** 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

（防止計画を推進する組織）

**第11条** 最高管理責任者は、全学的観点から不正防止計画を推進するため、防止計画を推進する組織として、芸術センター運営委員会をこの任に当たらせる。

2 芸術センター運営委員会は、防止計画を推進する組織として、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）不正防止計画の企画および立案に関すること。
- （2）不正防止計画の推進に関すること。
- （3）不正防止計画に係る運用ガイドラインの策定に関すること。
- （4）不正防止計画の検証に関すること。
- （5）研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
- （6）研究倫理規準の作成に関すること。
- （7）研究倫理規準の浸透を図るための方策に関すること。
- （8）研究費等の使用に関するルール等についての相談に関すること。

（不正防止計画の実施）

**第12条** 各部局は、主体的に不正防止計画を実施するとともに、芸術センター運営委員会と連携および協力するものとする。

（研究費等の執行手続き）

**第13条** 不正防止計画のうち、研究費等の執行手続きについては、別に定める研究費使用内規に基づくものとする。

### 第4章 通報の受付

（通報窓口）

**第14条** 本学における研究活動上の不正行為に関する通報（以下「通報」という。）を受付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は管理運営グループとし、その名称、場所、連絡先、受付の方法等を学内外に周知するものとする。

- 2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、通報をすることができる。
- 3 通報の方法は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により、直接通報窓口に行うものとする。
- 4 通報の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）担当の者が自己との利害関係を持つ事案に

関与しないよう取りはからう。

- 5 通報の受付から調査に至る体制について、学長は最高管理責任者として、統括管理責任者、部局責任者による調査委員会を組織して調査にあたる。

（通報の取扱い）

**第15条** 通報は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ（以下「被通報者」という。）、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみを受付ける。

- 2 通報窓口は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該通報の内容について、通報者に対して確認又は補正の指示をすることがある。
- 3 第1項にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、本学に匿名の通報があった場合に準じて取扱うものとする。
- 5 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、書面による通報など、通報窓口が受付けたか否かを通報した者（以下「通報者」という。）が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報者（匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は顕名による通報者として取り扱う。以下同じ）に受付けたことを通知する。
- 6 統括管理責任者は、前項前段の報告を受けたときは、第1項から第4項までの規定による通報の要件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。
- 7 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、本学の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 8 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。

（通報者・被通報者の取扱い）

**第16条** 通報窓口の職員は、通報内容および通報者の秘密を守るため、通報を受け付ける場合は、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を通報窓口の担当職員以外に見聞できないように、適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報窓口の職員およびこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 3 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容および調査内容について、調査結果の公表まで、通報者および被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 4 調査事案が漏洩した場合、最高管理責任者は通報者および被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合

は、本人の了解は不要とする。

- 5 通報者に調査への協力を求める場合がある。
- 6 最高管理責任者は、悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ）に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。
- 7 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に、通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ったりしてはならない。

## 第5章 通報等に係る事案の調査

（予備調査）

**第17条** 最高管理責任者は、通報の報告を受けたときは、速やかに、統括管理責任者と部局責任者とで構成する予備調査委員会を設置し、通報された行為が行われた可能性、通報の際示された合理的理由の論理性、通報内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 予備調査委員会は、予備調査の結果、通報がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、告発の受付から30日以内に本調査の要否を資金配分機関に報告するものとし、本調査を開始する。
- 3 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。この場合、予備調査委員会は予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や通報者の求めに応じ開示するものとする。

（本調査）

**第18条** 本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は通報者および被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう周到に配慮する。

- 2 最高管理責任者は、本調査に当たっては、統括管理責任者、部局責任者および分野の研究者であって本学に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置する。この調査委員は通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者および被通報者に示すものとする。これに対し通報者および被通報者は、1週間以内に限り、異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者および被通報者に通知する。

（調査方法・権限）

**第19条** 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被通報者の弁明の聴取が行われなければならない。

- 2 被通報者が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意

思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間および機会を保障する。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると、調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

3 本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、資金配分機関に報告、協議するものとする。

4 前3項に関して、最高管理責任者は調査に必要なすべての権限が調査委員会にあることを関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、通報者および被通報者などの関係者は誠実に協力しなければならない。

（調査の対象となる研究）

**第20条** 調査の対象には、通報等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究をも含めることができる。

（証拠の保全措置）

**第21条** 統括管理責任者は本調査に当たって、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

（配分機関への報告および調査への協力等）

**第22条** 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告するものとする。

2 調査に支障がある等、不正な事由がある場合を除き、資金配分機関に対して、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じるものとする。

（調査における研究または技術上の情報の保護）

**第23条** 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮する。

（認定）

**第24条** 調査委員会は本調査の開始後、相当の期間（例えば概ね210日）内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項又は第2項について認定を終了したときは、調査委員会はただちに最高管理責任者に報告する。

（不正行為の疑惑への説明責任）

**第25条** 調査委員会の調査において、被通報者が通報に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。そのために再実験

等を必要とするときには、その機会を保障する。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらずその責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

3 第1項の説明責任の程度および第2項の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断にゆだねられる。

（不正行為か否かの認定）

**第26条** 調査委員会は、前条第1項により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。なお、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。被通報者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（前条第2項）も同様とする。

（調査結果の通知および報告）

**第27条** 調査委員会は、調査結果（認定を含む。以下同じ）、不正発生要因、不正に関与したものが関わ  
るほかの競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者および被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ）に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。

3 最高管理責任者は、前項に加えて当該事案に係る研究に対する資金配分機関に、当該調査結果を通知する。通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする（前項の後段の場合も同様とする）。当該資金配分機関が文部科学省でないときは、当該資金配分機関は当該調査結果を文部科学省に報告する。

4 悪意に基づく通報との認定があった場合、最高管理責任者は通報者の所属機関にも通知する。

（不服申立て）

**第28条** 不正行為と認定された被通報者は2週間以内に限り、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通

報と認定された者を含む。この場合の認定については、第14条第2項を準用する。）は、その認定について、前項と同じく不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 5 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。
- 6 最高管理責任者は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に通知する。加えて当該事案に係る研究に対する資金配分機関に通知する。不服申立ての却下および再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関および通報者に通知する。加えて当該事案に係る研究に対する資金配分機関に通知する。
- 8 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、通報者が所属する機関および被通報者に通知する。加えて当該事案に係る研究に対する資金配分機関に通知する。
- 9 前項の不服申立てについては、調査委員会（第3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、この審査の結果を通報者、通報者が所属する機関および被通報者に通知する。加えて当該事案に係る研究に対する資金配分機関に通知する。

（調査資料の提出）

**第29条** 事案の調査が継続中に、資金配分機関から当該事案に係る資料の提出が求められた場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合には、これを拒むことができる。

（調査結果の公表）

**第30条** 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、通報等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不



正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）、被通報者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定がされたときは、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由を公表する。

### 第6章 通報者および被通報者に対する措置

（本調査中における一時的措置）

**第31条** 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から、非通報者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、必要な措置を講ずる。

（不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等）

**第32条** 不正行為が行われたとの認定があった場合、最高管理責任者は、当該被認定者に対し、ただちに研究費等の使用中止を命ずる。

- 2 最高管理責任者は、所属する被認定者に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 3 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行なわなければならない。
- 4 最高管理責任者は、被認定者が第2項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

（不正行為は行われなかったと認定された場合の措置）

**第33条** 最高管理責任者は、不正行為は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、すみやかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。
- 3 前2項に規定するもののほか、最高管理責任者は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が本学に所属する者であるときは、就業規則に基づき懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表する。
- 5 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学以外の機関に所属する者であるときは、当該者の所属する機関に対して適切な処置を行うように求めることができる。

（是正措置等）

**第34条** 統括管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正および再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じる必要がある旨の申出を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、当該部局責任者に対して是正措置等を講じる旨を命ずるとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。

3 部局責任者は、前項の命により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第2項により講じた是正措置等および前項により報告を受けた是正措置等の内容を当該通報者および当該資金配分機関に対して通知するものとする。

（処分）

**第35条** 理事長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して就業規則に従って懲戒処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項により処分を課したときは、当該資金配分機関に対して処分内容等を通知する。

（関係機関への通知）

**第36条** 最高管理責任者は、調査を開始したとき、研究活動上の不正行為として認定されたときその他必要の都度、当該不正行為に係る資金配分機関以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

## 第7章 モニタリングおよび内部監査

（モニタリングおよび内部監査体制）

**第37条** 本学における研究倫理に反する不正行為および研究費等の不正使用を防止するために、学長が命じる監査員によりモニタリングおよび内部監査を実施する。

2 前項の規定は、監事および外部機関による法人業務監査および財産状況監査を妨げるものではない。

（モニタリングおよび内部監査の実施）

**第38条** モニタリングおよび内部監査は、別に定めるモニタリングおよび内部監査規則に基づき実施する。

2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

（1）会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から研究倫理に反する不正行為および研究費等の不正使用防止等の体制整備等について改善を重視した監査を行うこと。

（2）芸術センター運営委員会、管理運営グループ等との連携により、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。

（3）監事および会計監査人との連携を強化した監査を行うこと。

## 第8章 取引先への対応

（不正な取引に関与した業者への対応）

**第39条** 不正な取引に関与したことが明らかになった業者については、学校法人大覚寺学園固定資産および物品調達規程第5条に基づき必要な措置を講ずる。

## 第9章 雑則

（事務）

**第40条** この規程に関する事務は、研究倫理に反する不正行為（研究費等の不正使用を除く。）の防止に関しては芸術センター運営委員会が、研究費等の運営および管理並びに研究費の不正使用の防止に関しては管理運営グループが処理する。

（改廃）

**第41条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定しこれを行う。

### 附 則

この規程は、平成19年11月7日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成25年5月1日から施行する。

（事務管理体制の変更による条文の一部改正）

### 附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

（事務組織再編による部署名・役職名等の変更による改正）

### 附 則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

（研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに則した一部改正、並びに学校教育法および学校教育法施行規則の改正に伴う条文の一部改正、並びに役職名の変更による改正）

### 附 則

この規定は、平成28年9月1日より施行する。

（研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに則した一部改正）

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（校名変更に伴う条文の一部改正）